

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	9-2
法令名	母子保健法	根拠条項	第20条第5項		
許認可等	養育医療機関の指定				
<p>(根拠規定)</p> <p>第20条</p> <p>5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>愛媛県指定養育医療機関指定要領 (平成26年3月14日健第1358号愛媛県保健福祉部長通知) (指定基準)</p> <p>第2条 指定養育医療機関は、おおむね次の条件を具備する医療機関とする。</p> <p>(1) 産科又は小児科を標ぼうしていること。</p> <p>(2) 未熟児用の独立した病室を有していること。</p> <p>(3) 保育器、酸素吸入装置、その他未熟児養育医療に必要な器具を有していること。</p> <p>(4) 未熟児養育に習熟した医師及び看護師を適当数有していること。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第5条 養育医療機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、養育医療機関指定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を、その所在地を管轄する保健所(松山市に所在地を有する場合は中予保健所。以下「保健所」という。)を経由して知事に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請があったときは、保健所長は申請内容の適否を審査し、意見を付して速やかに知事に進達するものとする。</p> <p>(指定の決定等)</p> <p>第6条 前条の進達があったときは、知事は申請内容を審査し、指定の適否を決定する。</p> <p>2 知事は、前項の審査に際し必要と認めるときは、実地調査を行うことができる。</p> <p>3 知事は、指定を適当と認める場合は、保健所を経由して養育医療機関指定書(様式第2号)を開設者に交付するとともに、県報にその旨を告示する。</p> <p>4 知事は、指定しないことを適当と認める場合は、保健所を経由して指定申請不承認通知書(様式第3号)を開設者に送付して通知する。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第7条 指定養育医療機関の開設者(国を除く。)は、次の事項の一に該当するに至ったときは、その事項及び年月日を、養育医療機関申請事項変更届(様式第4号)により、保健所を経由して、速やかに知事に届け出るものとする。</p> <p>(1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。</p> <p>(2) 当該指定養育医療機関の業務を休止し、又は再開したとき。</p> <p>(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条若しくは第29条に規定する処分を受けたとき。</p> <p>2 第5条第2項の規定は、前項の届出があった場合に、これを準用する。</p> <p>(その他)</p>					